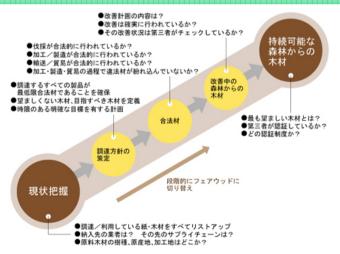


#### 【第一部】世界が目指すフェアウッド利活用 ~各国におけるフェアウッド供給体制

# 世界が向かう アウッド利活用









国際環境NGO FoE Japan 三柴 淳一

## 内容



- イントロダクション ~フェアウッドとは?
- ・世界の違法伐採対策の動向
  - □EU、米国、豪州





# FAIRWOOD PARTNERS

## フェアウッドとは?

- フェアウッド(FAIRWOOD)とは、伐採地の森林環境 や地域社会に配慮した木材・木材製品のこと
  - 最低限、違法伐採でない木材(違法伐採、生態系破壊、 地域社会への悪影響、絶滅危惧種の恐れ) [合法材]
  - □ 生態系や社会に配慮して持続可能に管理された森林からの木材 [森林認証材]
  - □ 地域住民が自ら適切に森林管理している木材 [コミュニティ材、フェアトレード]
  - □ 近くの森林から生産された木材 [国産材・顔の見える木材]
  - □ 修理・再生した木製品 [Reduce, Reuse]
  - □ 古材や廃材を再使用した木製品 [リサイクル]



## グリーン購入法基本方針(2006年4月改正)

- 判断の基準(必須事項)
  - 1. 間伐材、林地残材又は小径木であること
  - 2. 1.を満たすことが困難な場合は、原料として使用される原木は、その<u>伐採に当たって</u>生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること
- 配慮事項
  - □ 原料として使用される原木(間伐材、林地残材、小径木を除く)は、<u>持続可能な森林経営</u>が営まれている森林から産出されたものであること



## G法 - 合法木材ガイドライン

- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン
  - 1. 森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明 方法
  - 2. 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
  - 3. 個別企業等の独自の取組(注:トレーサビリティ構築など)による証明方法





## 世界の主な森林認証と認証面積

FSC Forest Stewardship Council, 国際	FSC	134,396,707ha (2010/10)
PEFC Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes, 国際	PEFC	225,397,985ha (2010/6)
SFI Sustainable Forestry Initiative, 北米	SFI CENTRO MATICIPALITY	32,397,985 ha (2010/6)
CSA Canada Standard Association, カナダ	STATE OF THE PARTY	119,447,096 ha (2010/6)
LEI Lembaga Ekolabel Indonesia, インドネシア		1,829,205 ha (2010/9)
MTCC Malaysian Timber Certification Council, マレーシア	mtcc	4,199,035 ha (4,822,884)(2010/12)
SGEC Sustainable Green Ecosystem Council, 日本	SGEC	864,351 ha (2010/12)





# 世界の違法伐採対策の 動向 - 輸入規制



# FAIRWOOD PARTNERS

## EU-FLEGTとは?

- EU域内における違法伐採対策(森林法施行・ガバナンス・貿易の略) Forest Law Enforcement, Governance and Trade
- 2003年にFLEGT行動計画策定。持続可能な森林経営に向け、グッドガバナンス、透明性、森林減少抑制、貧困削減などを目標に。また信頼性の高い合法木材貿易を促進。以下の重要な4つの要素で構成
  - 自主的二国間合意(FLEGT-VPA)
  - EU市場規制(デューディリジェンス規制)
  - □ EU加盟国による木材調達方針策定
  - □ 技術的や資金的な生産国支援





### EU-FLEGTとは?-FLEGT-VPA

- 自主的二国間合意(FLEGT-VPA)
  - □ 生産国の関連法規に基づく木材の合法性定義
  - 生産国政府による<u>木材合法性保証システム(TLAS)</u>とライセンス発行システムの開発、運用
  - 木材合法性保証システム: トレーサビリティ(CoC)、検証、ライセンス発行、独立機関によるモニタリング

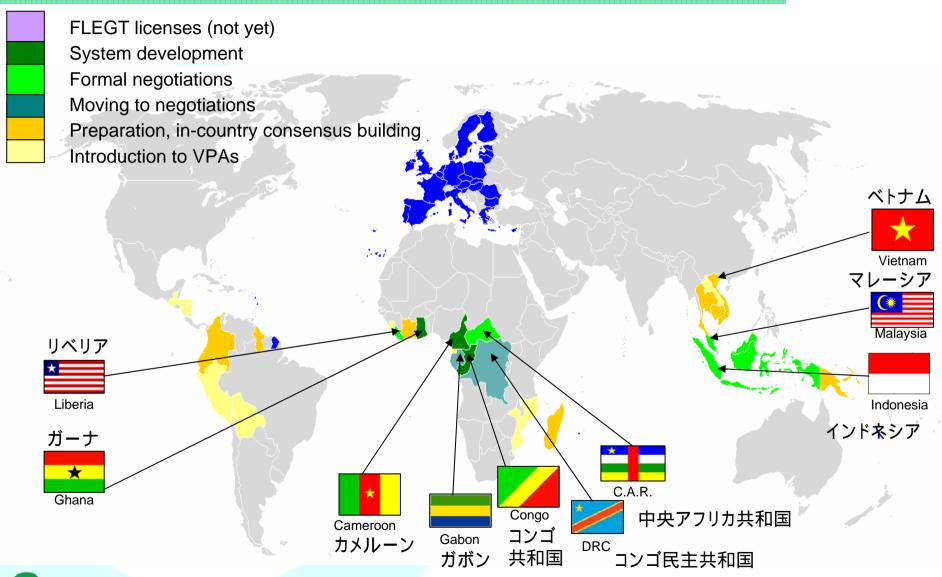
#### 木材の合法性定義

- 生産国政府による合法的な伐採権の付与
- 環境や労働関連法規を含む森林管理規則のコンプライアンス
- 税金など適正な支払い
- その他の関係者の所有権や利用権への尊重、配慮
- 運搬や輸出手続



#### FAIRWOOD PARTNERS

## EU-FLEGT-VPA交渉の進捗







## EU-FLEGT-VPA交渉の進捗

国名	状態	FLEGTライセンス 発行予定
ガーナ	VPA締結(2008年9月)	2010年12月
コンゴ	VPA締結(2009年5月)	2011年6月
カメルーン	VPA締結(2010年5月)	2011年12月
インドネシア、マレーシア リベリア	交渉中	
中央アフリカ共和国、ガボン、 ベトナム	事前交渉中	
中国	作業計画検討中	
コンゴ民主共和国、ガイアナ	事前交渉準備中	

出所: Falconer, J. (2010) EU FLEGT Update.



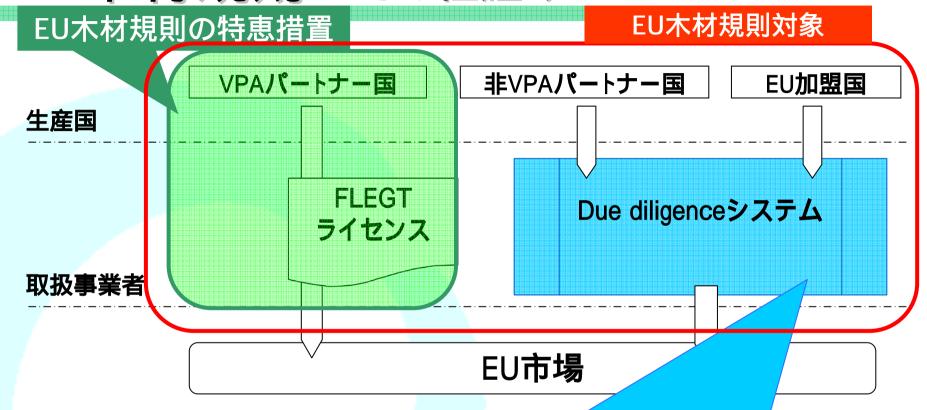
#### FAIRWOOD PARTNERS

## EU木材規則

- EU域の木材流通にフォーカス
- 2010年10月に欧州議会で承認
- 製品ごと:対象はすべての木材・木材製品(輸入、 域内製を問わず(適用免除あり))
- ・すべてのEU加盟国に適用される
  - □ 木材流通のCoCを確保
  - □ リスクアセスメントを実施
  - □ 伐採国を特定
  - □ 製品の詳細説明
  - □ コンプライアンスに関する信頼できる情報へのアクセス
- OFOE FLEGTライセンス木材と森林認証材には特恵措置

# FAIRWOOD PARTNERS

## EU木材規則 - その仕組み



(i)取引(貿易)名、(ii)製品名、(iii)樹種の学名、(iv)伐採国とコンセッション名、(v)数量,重量、(vi)生産者名と住所、(vii)輸入者名と住所、(viii)合法性を証明する情報・書類、などが求められる。





## 米国改訂レイシー法(Lacey Act)

- 米国では、レイシー(Lacey)法が2008年に改訂
- 海外において違法に伐採された木材や木材製品を 輸入、輸送、販売、購入することは、たとえそれ を認識していなくても違法とする
  - □ 特徴: 原産国等の法律に基づき、米国における貿易や 国内取引も規制される(加工国を通した場合も原産国ま で遡って規制が適用) (籾井, 2010)
  - □ 違反者には、物品の没収、罰金、懲役刑など





## 米国改訂レイシー法(Lacey Act)

- すべての木材・木材製品の輸入に、 樹種、 原産地国、 数量、 価格を含む申告書が必要。紙、家具、丸太、 フローリング、合板および額縁などの木材製品をアメリカ向けに輸出するすべての企業が対応を迫られる
- 2009年4月から段階的本格運用。ギブソン社が摘発者第一号

#### レイシー法が規定する違法木材製品

- 盗まれたもの
- 公園や保護地区など、公的に保護された地区から採取した場合
- 上記以外で、当該国の法規制で公的に指定された地区から採取した場合
- 必要な認可を受けずに、またはそれに違反して採取した場合
- 採取、運搬、商業取引に関連して発生するロイヤリティー、税、各種の 料金を支払わない場合
- 輸出または積替えに関する法律に違反した場合





## 豪州の違法伐採材輸入規制

- 豪州は、環境団体の推定では、主にPNGやインド ネシアから10億ドル規模の違法材で輸入
- 農林水産大臣が発表「豪州労働党(与党)は選挙公 約として違法材輸入規制措置(豪州版レイシー法) の導入を」(2010年8月)

http://www.lawyersweekly.com.au/blogs/top\_stories/archive/2010/08/10/labor-bans-illegal-logging-imports.aspx





## 国際社会の違法伐採材輸入規制

